

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求人が名張市情報公開条例（令和元年名張市条例第23号、以下「条例」という。）に基づき行った次の公文書公開請求（以下、「本件請求」という。）に対し、実施機関が行った公文書公開決定、公文書部分公開決定、及び公文書不存在決定（以下、「本件決定」という。）の取り消しを求める。

公文書公開請求日：令和4年5月26日

請求内容：名張市が行っている以下の接遇等について、「行う」と定めている公文書、または「行わない」と定めている公文書。

- ① 「市長への手紙」等について回答しない。回答の有無を秘書広報室が確認しない。ホームページへの掲載を行わないよう人事研修室長が行政指導する。
- ② 名札を付けていない職員や、同じく名札を付けていないその上司に名札を付けるよう頼んでも無視する。
- ③ 職員が公務中に市役所の階段で世間話や上司の悪口を話し、来庁者に注意されても無視する。
- ④ 秘書広報室が「庶民」からの電話に対して「庶民」を愚弄し、その行為について意見するため上司に取り次ぐよう頼んでも電話を代わろうとしない。
- ⑤ 維持管理室長、農林資源室長、農業委員会次長に「差別された」と感じたことを訴えたところ、「差別していない」とふてくされるだけで謝罪しない。
- ⑥ 農業委員会に郵便物が届いていないことを伝えたところ、「送りました」とふてくされるだけで謝罪しない。
- ⑦ 人事研修室長に電話をもらっていないことを伝えたところ、留守番電話を入れたと言われたため、記録が残っていないと伝えたものの、「そんなこと知りません」とふてくされるだけで謝罪しない。
- ⑧ 開発行為に関連して、地元関係者からの不当な金員を要求され15万円支払った事実を口頭、メールで伝えたところ、「そのようなことは聞い

ていない」と無視する。「無視するな」と言うとは「あなたの意見は聞かないことにする」と差別する。

⑨ ⑧の金員の要求者と職員の癒着を疑う旨を告げても無視を続ける。

⑩ 市民部長が市民相談室長からの報告を「聞いていませんでした」と謝罪したのに対し、市民相談室長は「報告しました」の一点張りで謝罪しない。

⑪ 総務室、人事研修室に審査請求書等を持参しても、まともに見ないで違う部署を案内する。市から届く郵便物の書類に不足があったり、作業中の付箋が付いたままだったりすることを指摘しても「間違っていない」と開き直る。市民相談室が公文書公開請求に整理番号を付番せず、公務を改善しない。

また、これらと併せ、名張市職員が公務において公正な判断が出来ること示す根拠。

実施機関の処分：令和4年6月9日付け名人研第265号

(公開決定及び部分公開決定及び不存在決定)

令和4年6月9日付け名人共第151号(公開決定)

処分内容：② 名張市職員服務規程、平成24年度～令和4年度新規採用職員研修「勤務のしおり」、人事研修室からのお知らせ(R2.11月号)を公開決定、人事研修室からのお知らせ(R3.12月号)を部分公開決定

③ 平成24年度～令和4年度新規採用職員研修「勤務のしおり」を公開決定

④ 不当要求行為等対応マニュアルを公開決定

⑤ 第3次名張市人権施策基本計画概要版及び本冊を公開決定

⑧ 名張市職員倫理規定、第3次名張市人権施策基本計画概要版及び本冊を公開決定

⑨ 名張市職員倫理規定を公開決定。

⑪ 平成24年度～平成27年度新規採用職員研修資料、平成28年度～令和4年度新規採用職員研修「勤務のしおり」別冊集、名張市職員のサービスの宣誓に関する条例を公開決定

上記以外については、公文書を作成していないとして不存在決定

3 審査請求人の主張要旨

名張市農業委員会の公文書不存在決定を取り消し、名張市が保有している公文書の公開を求める。

また、本件請求書記載の接遇等を現に行った部署が各自不存在決定を行うとともに、定めのない公務を行ったことについて、説明を行うよう求める。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、名張市

長に審査請求をすることができる旨の教示はなかった。

4 実施機関の主張趣旨

本件決定は、実施機関が本件請求書の記載から合理的に公文書を特定し、決定した適法な処分である。

審査請求人は、本件請求と同日に名張市農業委員会に対して行った同内容の請求について、その決定を取り消し、名張市が保有している公文書を公開することを求めているが、名張市農業委員会の上級行政庁でない実施機関が名張市農業委員会の不存決定を取り消すことはできないため、審査請求人の主張には理由がない。

また、審査請求人は、実施機関に対し定めのない公務を行った理由と、その様な公務をしてもよいかの質問をしているが、情報公開制度は実施機関の保有する文書の公開を求めることができる制度であり、質問に回答する制度ではない。

なお、教示については、本件決定通知書において必要な教示を行っている。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生ぜしめたりして、市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件決定について

本件決定は、本件請求書に記載の事項から可能な限り該当する公文書を公開しているものと判断でき、妥当である。

審査請求人は、審査請求書において、本件決定とは別の実施機関が行った決定に対し取消しを求めているが、これについては実施機関の主張のとおり、本件決定の実施機関が他の実施機関の決定を取り消すことはできないため、審査請求人の主張には理由がない。

また、不存決定を各部署から個別に通知した上で本件請求書記載の接遇等を現に行った各部署から公務の説明を求めるという主張についても、公文書の公開

を求めることができるという情報公開制度の趣旨から逸脱している。

なお、実施機関は、本件決定通知書において、教示を適切に行っている。

(3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

6 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 9月30日	諮問
令和4年12月 7日	令和4年度第2回名張市情報公開・個人情報保護審査会 審査
令和4年12月27日	答申

7 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	辻 陽	近畿大学法学部 教授
委 員	中野 栄蔵	名張市シルバー人材センター 理事長
委 員	高嶋 雅子	人権擁護委員
委 員	竹谷 和也	西日本電信電話株式会社 三重支店 ビジネス営業部長
委 員	田中 友康	楠井法律事務所 弁護士